

令和4年11月10日
学校健康推進課

損害賠償請求控訴事件の判決について

1 事件名 損害賠償請求控訴事件

2 当事者 控訴人 (原審原告) 甲及び甲
被控訴人 世田谷区

3 内容

当時 の原告甲は、 に
に参加した際に、宿泊したホテルの浴室（以下「本件浴室」という。）において、他の が開けた扉（以下「本件扉」という。）により左アキレス腱付着部周囲を切創する傷害を負った（後にアキレス腱断裂と診断された。以下「本件事故」という。）

原告は、本件事故は、学校教育活動の一環として行われたにもかかわらず、 に参加した教諭らは、 だけで浴室に入室させるなど、 の生命身体の安全配慮義務を怠り、また、本件事故の原因の究明を強く求めていたにもかかわらず、これを怠り、原告甲に怪我を負わせた行為者を特定するに至らなかったとして国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任があるとし、損害賠償金4,120万7,800円を原告に対し支払うよう求める訴えを令和2年6月11日に東京地方裁判所に提起した。被告を世田谷区とした裁判の審理が行われ、令和4年3月28日、東京地方裁判所にて、原告らの請求を棄却する旨の判決言渡しがあった。

その後、控訴人ら（原審原告ら）から、原審の事故発生状況の事実認定に誤りがあることなどを理由として令和4年4月8日に東京高等裁判所に控訴状が提出された。

被控訴人を世田谷区とした裁判の審理が行われ、裁判所からの提案に基づき控訴人らとの和解協議を重ねたが、控訴人らは和解ではなく判決を希望したことから、令和4年10月27日に東京高等裁判所より判決言渡しがあったので報告する。

4 判決内容（要旨）

(1) 主文

- ①本件控訴をいずれも棄却する。
- ②控訴費用は、控訴人らの負担とする。

(2) 理由

- ①校外で行われる であってもそれが学校の教育活動の一環として行われるものである以上、その実施について、学校側に事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務のあることを否定することはできないが、何らかの事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能であるような特段の事情がない限り、引率の教諭としては個々の活動に常時立ち合い、監視指導すべき義務までを追うものではない。

